

お客様は

安全・安心を求めています。

3年に一度は受けましょう。

クリーニング業法で定められた
クリーニング師研修・業務従事者講習を
受講しましょう!!



- クリーニング師及びクリーニング業務従事者の方は、クリーニング所等に從事してから1年以内に、その後は3年に一度都道府県知事が指定する研修・講習を受講することが「クリーニング業法」により義務付けられています。
- 全国生活衛生営業指導センター及び都道府県生活衛生営業指導センターは、都道府県知事の指定を受けて、研修・講習を実施しています。
- 今回の研修・講習では、クリーニング問題事例、クリーニング事故賠償基準が平成27年10月から改訂されていますが、認知度が低いため、改めて理解を図ります。また、ウエットクリーニング項目を追加し、詳しく解説しています。

衛生対策

事故対策

最新情報

研修・講習でトラブル防止・確かな技術・信頼されるお店の第一歩を!!

厚生労働大臣の基準による知事の指定研修

令和 年度

クリーニング師

研修修了済

クリーニング業法に基づくクリーニング師の研修を修了したことを証するものです。

有効期間：3年間

(公財) 全国生活衛生営業指導センター

厚生労働大臣の基準による知事の指定講習

令和 年度

クリーニング業務従事者

講習修了済

クリーニング業法に基づくクリーニング業務従事者の講習を修了したことを証するものです。

有効期間：3年間

(公財) 全国生活衛生営業指導センター

◎受講者情報は、都道府県知事に報告されます。

◎受講された方には、修了証書・修了済ステッカーが交付（発行）されます。

《《 お問い合わせ 》》

公益財団法人
青森県生活衛生営業指導センター
青森市堤町2-16-11 理容会館1階

TEL：017-722-7002

FAX：017-722-7025

<https://www.seiei.or.jp/aomori/>

(令和4年7月)

Q1 私のお店には3人のクリーニング師がいますが、3人とも受講が必要ですか。

A クリーニング業務に従事しているクリーニング師の方は、全員、クリーニング所に従事してから1年以内に、その後は3年に一度都道府県知事が指定する研修を受講することが義務付けられています。

関連Q:案内された研修の開催日は都合が悪くて受講できません。どうしたらいいですか。

- 第2型通信制の研修を受講してください。
- また、他の都道府県会場で、定員に余裕がある場合には、受講も可能です。
- 詳しくは、当指導センターにお問い合わせください。

Q2 クリーニング業務従事者講習の対象となるのは、どのような人ですか。

A クリーニング所(工場や取次店など)又は無店舗取次店ごとに、次の方が対象となります。

- ① クリーニング所の開設の日又は無店舗取次店の営業開始の日から1年以内に、その後は3年を超えない期間ごとに、営業者が選んだ方
- ② 従事している方の中から、1店舗ごとに5名につき1名の割合で営業者が選んだ方
(例:5人以下の店舗では1名。6人から10人の店舗では2名。)

【*クリーニング師の方でクリーニング師研修を受講された方は業務従事者講習を受講したものとみなされます。】

【*常時雇用、臨時雇用、季節雇用等の雇用形態又は勤務形態の違いは問いません。】

【*専ら事務的業務に従事する方は講習の対象から除外されます。】

Q3 クリーニング師の父親が引退したが、必要な手続きなど教えてください。

A 従業員の雇用・退職やお父様の引退などによって事業所のクリーニング師の在籍状況等に変更があった場合、保健所に「変更届」の提出が必要です。

◎ あなたのお店の届出・報告・申請状況をチェックしてみましょう。

主な届出・報告・申請関係	主な管理者等関係
<input type="checkbox"/> クリーニング所の開設(変更)届 <input type="checkbox"/> クリーニング営業の承継届 <input type="checkbox"/> 産業廃棄物管理票(マニフェスト)の交付状況報告 <input type="checkbox"/> P R T R(第1種指定化学物質の排出量及び移動量の届出) <input type="checkbox"/> 危険物取扱所設置許可(変更)申請 <input type="checkbox"/> 建築確認申請 <input type="checkbox"/> 中間検査申請 <input type="checkbox"/> 完了検査申請 <input type="checkbox"/> ボイラー設置届 <input type="checkbox"/> 土壌汚染状況調査結果報告	<input type="checkbox"/> クリーニング師 <input type="checkbox"/> 特別管理産業廃棄物管理責任者 <input type="checkbox"/> 有機溶剤作業主任者 <input type="checkbox"/> ボイラー取扱作業主任者 <input type="checkbox"/> 乾燥設備作業主任者 <input type="checkbox"/> 危険物取扱者
	主な衛生措置関係
	<input type="checkbox"/> 下水道法に定められた特定施設設置届 <input type="checkbox"/> 水質汚濁防止法に定められた特定施設設置届

(注1) 項目等は主要なものです。全てを網羅しているわけではありません。

(注2) 自治体による上乗せ条例もありますので、詳細については関係機関にお問い合わせください。

クリーニング営業者の方に届出義務があります

クリーニング師が異動(雇用・転勤・退職等)した場合の届出を忘れずに!!



ここがポイント

クリーニング所開設時に届け出た事項(開設届)に変更があったときは、営業者は保健所に変更届の提出が必要です。

(例えば、施設の名称・代表者の変更、施設の構造設備の変更、クリーニング師の変更等)

- 従事するクリーニング師に、雇用・転勤・退職・死亡等の異動があった場合は、速やかに届出をしましょう。
- 届出を行わないと、実際には従事していないクリーニング師宛にクリーニング師研修の受講案内が届くことになります。
- 引退や病気等で変更届を提出しても、クリーニング師免許の返納は求められません。(クリーニング師が死亡した場合には、クリーニング師免許を交付した都道府県知事に対して、免許を返納しましょう。)

クリーニング師の父親が引退したが、何か届出が必要なのかな？



従業員の雇用・退職やお父様の引退などによって事業所のクリーニング師の在籍状況等に変更があった場合、保健所に変更届の提出が必要です。

◎ あなたのお店の届出・報告・申請状況をチェックしてみましょう!!

主な届出・報告・申請関係	主な管理者等関係
<input type="checkbox"/> クリーニング所の開設(変更)届 <input type="checkbox"/> クリーニング営業の承継届 <input type="checkbox"/> 産業廃棄物管理票(マニフェスト)の交付状況報告 <input type="checkbox"/> P R T R(第1種指定化学物質の排出量及び移動量の届出) <input type="checkbox"/> 危険物取扱所設置許可(変更)申請 <input type="checkbox"/> 建築確認申請 <input type="checkbox"/> 中間検査申請 <input type="checkbox"/> 完了検査申請 <input type="checkbox"/> ボイラー設置届 <input type="checkbox"/> 土壌汚染状況調査結果報告	<input type="checkbox"/> クリーニング師 <input type="checkbox"/> 特別管理産業廃棄物管理責任者 <input type="checkbox"/> 有機溶剤作業主任者 <input type="checkbox"/> ボイラー取扱作業主任者 <input type="checkbox"/> 乾燥設備作業主任者 <input type="checkbox"/> 危険物取扱者
	主な衛生措置関係
	<input type="checkbox"/> 下水道法に定められた特定施設設置届 <input type="checkbox"/> 水質汚濁防止法に定められた特定施設設置届

(注1) 項目等は主要なものです。全てを網羅しているわけではありません。

(注2) 自治体による上乗せ条例もありますので、詳細については関係機関にお問い合わせください。

各種法令を順守して、お客様に安全・安心を!

全国生活衛生営業指導センター・各都道府県生活衛生営業指導センター

(令和4年7月)

Q 1 私のお店には3人のクリーニング師がいますが、3人とも受講が必要ですか。

A クリーニング業務に従事しているクリーニング師の方は、全員、クリーニング所に従事してから1年以内に、その後は3年に一度都道府県知事が指定する研修を受講することが義務付けられています。

関連Q:案内された研修の開催日は都合が悪くて受講できません。どうしたらいいですか。

- 第2型通信制の研修を受講してください。
- また、他の都道府県会場で、定員に余裕がある場合には、受講も可能です。
- 詳しくは、当指導センターにお問い合わせください。

Q 2 クリーニング業務従事者講習の対象となるのは、どのような人ですか。

A クリーニング所(工場や取次店など)又は無店舗取次店ごとに、次の方が対象となります。

- ① クリーニング所の開設の日又は無店舗取次店の営業開始の日から1年以内に、その後は3年を超えない期間ごとに、営業者が選んだ方
- ② 従事している方の中から、1店舗ごとに5名につき1名の割合で営業者が選んだ方
(例:5人以下の店舗では1名。6人から10人の店舗では2名。)

【*クリーニング師の方でクリーニング師研修を受講された方は業務従事者講習を受講したものとみなされます。】

【*常時雇用、臨時雇用、季節雇用等の雇用形態又は勤務形態の違いは問いません。】

【*専ら事務的業務に従事する方は講習の対象から除外されます。】

Q 3 第12クール(令和4年度~6年度)の研修・講習内容のポイントを教えてください。

A 研修・講習内容は各都道府県によって多少異なりますが、第12クルールのポイントは次のとおりです。(①~④研修・講習共通)

- ① 問題の発生原因やトラブル防止のポイント
クリーニング問題事例(24事例)について、(1)事故写真・イラスト、(2)クレーム内容・原因、お店に望まれる対応、トラブル防止のポイント、(3)素材、取扱い表示、新規事例を掲載しました。
- ② クリーニング業における感染症対策を事例を交えて詳細解説をしました。
- ③ 注意したい素材の事故防止策やウエットクリーニング、ドライクリーニングについてわかりやすく解説しました。
- ④ SDGsの対応方法やプラスチック資源循環促進法の対応方法について解説しました。

< COLUMN、まめ知識の新規掲載件名 >

【研修・講習共通】クリーニング所数、相談件数、関連支出等の最新数値を掲載しました。水と水素結合の話やフェルト化のメカニズムを紹介する一方、編み物の歴史等にも触れました。

また、クリーニング所における公衆衛生の話題と、働きやすい職場環境整備に係わる内容も併せて掲載しました。